⑶　紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は手続実施記録に記載される貸金業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱の方法
⑷　貸金業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式
⑸　紛争解決委員が紛争解決手続によっては貸金業務関連紛争の当事者に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当事者に通知すること。
⑹　苦情処理手続の係属中又はその打切りから１か月以内の場合には、申立書の提出に代えて、苦情処理手続から紛争解決手続への移行申立書の提出によって紛争解決手続の申立てができ、苦情処理手続で提出された資料等も利用されること。

（資料等の閲覧又は謄写）

第29条　規則第54条第１項に定める資料等の閲覧又は謄写を希望する当事者は、以下の事項を明らかにして書面で申請しなければならない。
⑴　申請者の氏名
⑵　閲覧又は謄写を申請する資料等を特定する事項
⑶　閲覧又は謄写のいずれを申請するかの別
⑷　閲覧又は謄写を申請する日

2　前項の申請をするに当たり、当該申請をする当事者は、閲覧若しくは謄写をする資料等又はその内容につき、第三者に開示若しくは提供しないことを書面で誓約しなければならない。

3　規則第54条第１項に定める資料を提出した当事者及び関係者の同意は、以下の事項を明示した書面によるものでなければならない。
⑴　同意者の氏名
⑵　閲覧又は謄写に同意する資料等及び当事者の範囲
⑶　閲覧又は謄写のいずれか一方のみにつき同意する場合にはその旨
⑷　同意する年月日

4　資料等の閲覧又は謄写に要する費用は別表１のとおりとする。

（苦情処理手続の記録）

第30条　規則第55条第１項により苦情処理手続の記録を作成する場合には、同条第１項各号に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに規則第55条第２項に定めるところにより和解契約書の写しを編綴するとともに、これと一体をなすものとして、当事者が提出した申立書、回答書その他の当事者の請求又は主張を記載した書面及び手続に関する請求書、同意書その他の意見を記載した書面並びに手続の実施に関して作成され又は受領した書面を体系的に編綴する方法によるものとする。

2　規則第55条第１項により苦情処理記録を保存する場合には、その漏洩、滅失毀損又は改ざんの防止その他の苦情処理記録の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3　規則第55条第１項第９号に規定する細則で定めるものは、次に掲げる事項とする。
⑴　当該苦情処理手続に係る事件番号
⑵　規則第38条第２項に基づく許可又は同条第３項に基づく許可の取消若しくは代理権の範囲の制限がなされた場合には、その年月日及び内容（代理人の氏名を含む。）
⑶　当該苦情処理手続につき、紛争解決手続への移行が申し立てられたときにはその旨及びその年月日
⑷　苦情処理手続開始の申立ての不受理の決定につき不服申立てがあったときにはその旨及びその年月日並びに不服申立てに関する決定、その理由及び年月日
⑸　前号の不服申立てにつき当該不服申立ての申立人が取り下げた場合にはその旨及びその年月日
⑹　規則第54条第１項に定める資料等の閲覧又は謄写の請求があった場合には、第28条第１項各号に掲げる事項及び資料の提出者の同意不同意の別
⑺　規則第54条第１項に定める資料等の閲覧又は謄写の請求に対して資料を提出したものの同意があった場合には、第29条第３項各号に掲げる事項
⑻　規則第55条第３項に定める苦情処理手続記録の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は和解契約書の写しの交付の請求があった場合には、第31条第１項各号に掲げる事項

4　苦情処理手続記録には、当該苦情処理記録を作成した貸金業相談・紛争解決センターの職員が記名押印しなければならない。

（苦情処理手続記録の謄本等の請求）

第31条　当事者又は当事者であった者が、規則第55条第３項に定めるところに従い苦情処理手続記録の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は苦情処理手続記録に編綴された和解契約書の写しの謄本の交付を請求するには、書面により以下の事項を明らかにして苦情受付課に対して行わなければならない。
⑴　請求者の氏名、名称又は商号及び請求年月日
⑵　請求に係る苦情処理手続における申立人及び相手方の氏名、名称又は商号その他当該苦情処理手続を特定するに足りる事項
⑶　苦情処理手続記録の謄本若しくは抄本若しくは記載事項証明書又は和解契約書の写しの謄本のいずれを請求するかの別
⑷　抄本又は記載事項証明書の交付の請求である場合には、謄写又は証明を申請する範囲又は事項

2　苦情処理手続記録の謄本、抄本又は記載事項証明書の交付に要する費用は別表２のとおりとする。

第５章　紛争解決手続

（代理人）

第32条　第18条の規定は、規則第59条第２項で準用される規則第38条第２項の場合に準用する。

2　第20条の規定は、規則第60条第２項で準用される規則第39条第３項の場合に準用する。

（申立て）

第33条　規則第60条第１項第４号に規定する細則で定めるものは、次に掲げる事項とする。但し、第２号から第４号に掲げる事項については、申立人が協会員等である場合に限る。
⑴　申立てに係る紛争解決手続の当事者である契約者等と協会員等の間で、紛争解決手続開始の申立て前に、当該申立てに係る紛争に関し直接の交渉があった場合には、その旨及びその概要
⑵　申立てに係る紛争解決手続の目的となった請求に係る訴訟が提起されている場合にはその旨、係属裁判所及び当該訴訟の程度
⑶　申立てに係る紛争解決手続の目的となった請求に係る調停が係属している場合にはその旨、係属裁判所及び当該調停の進行の状況
⑷　申立てに係る紛争解決手続が、既にＡＤＲ等が開始されている紛争を目的とするものである場合には、その旨、当該ＡＤＲ等が開始された指定紛争解決機関等又は仲裁機関及び当該ＡＤＲ等が開始された年月日

2　規則第60条第３項により紛争解決手続について説明する場合には、規則第60条第３項に定める事項を記載した書面を交付若しくは送達し又は申立人の同意を得て当該事項につき電磁的記録を提供する方法により行う。

3　規則第60条第３項第７号に掲げる事項は、次の事項とする。
⑴　紛争解決手続開始の申立ては、規則に定める事由があるときには補正を求められ、補正がなされない場合には申立ての受付が保留されること及びその事由
⑵　紛争受付課において申立てにつき補正を求めた場合には委員会に不服を申し立てることができること。
⑶　紛争解決委員は、あらかじめ定められた順番に従い紛争解決委員候補のうちから選任されること。
⑷　紛争解決委員候補の氏名その他第６条に定める事項

（苦情処理手続からの移行申立て）

第34条　規則第61条第１項に定める移行申立書は、別紙様式第９号のとおりとする。

2　規則第61条第２項により移行申立書を提出する場合において、移行申立ての時点から新たに代理人を選任したときには、第20条に定めるところに従い代理権限を証する書面を提出しなければならない。

（協会員等が紛争解決手続に応諾しない場合の通知）

第35条　第24条の規定は、規則第62条第１項の通知を受けた協会員等が、紛争解決手続に応じないこととした場合に準用する。この場合において、「苦情処理手続」とあるのは「紛争解決手続」と、「苦情受付課」とあるのは「紛争受付課」と読み替える。

（解任）

第36条　規則第68条第３項に規定する細則で定める事項は、以下の各号に掲げる事項とする。
⑴　解任を申し立てる者の氏名
⑵　解任を求める紛争解決委員の氏名
⑶　解任を求める理由
⑷　解任申立ての年月日